

6 法令・規程

●設置根拠法令

(1) 死体解剖保存法

〔昭和二十四年六月十日
法律第二百四号〕
第五回特別国会
第三次吉田内閣

第一条 この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適當と認定したものが解剖する場合
 - 二 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授が解剖する場合
 - 三 第八条の規定により解剖する場合
 - 四 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百二十九条（第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十八条第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合
 - 五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十九条第一項又は第二項の規定により解剖する場合
 - 六 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十三条第二項の規定により解剖する場合
- 2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。
- 3 第一項の規定による許可に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（昭二六法二〇一・平一一法一六〇・平一五法五五・一部改正）

第三条 厚生労働大臣は、前条第一項第一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 医師又は歯科医師がその免許を取り消され、又は医業若しくは歯科医業の停止を命ぜられたとき。
 - 二 この法律の規定又はこの法律の規定に基く厚生労働省令の規定に違反したとき
 - 三 罰金以上の刑に処せられたとき。
 - 四 認定を受けた日から五年を経過したとき。
- （平一一法一六〇・一部改正）

第四条 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定又はその認定の取消を行うに當つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聞かなければならぬ。

- 2 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定をしたときは、認定証明書を交付する。
 - 3 第二条第一項第一号の認定及びその認定の取消に関して必要な事項は、政令で定める。
- （昭二八法二一三・昭四一法九八・平一一法一六〇・一部改正）

第五条及び第六条 削除

（昭四一法九八）

第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- 一 死亡確認後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合
- 二 二人以上の医師（うち一人は歯科医師であつてもよい。）が診療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにするため特にその解剖の必要を認め、且つ、その遺族の所在が不明であり、又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否の判明するのを待つていてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかな場合

三 第二条第一項第三号又は第四号に該当する場合

四 食品衛生法第五十九条第二項の規定により解剖する場合

五 検疫法第十三条第二項後段の規定に該当する場合

(昭三一法六六・平一五法五五・一部改正)

第八条 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。

2 前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

第九条 死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二条第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

第十条 身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学において行うものとする。

第十一条 死体を解剖した者は、その死体について犯罪と関係のある異状があると認めたときは、二十四時間以内に、解剖をした地の警察署長に届け出なければならない。

第十二条 引取者のない死体については、その所在地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長とする。以下同じ。)は、医学に関する大学の長(以下学校長という。)から医学の教育又は研究のため交付の要求があつたときは、その死亡確認後、これを交付することができる。

(昭三七法一三三・平一一法八七・一部改正)

第十三条 市町村長は、前条の規定により死体の交付をしたときは、学校長に死体交付証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定による死体交付証明書があつたときは、学校長の行う埋葬又は火葬については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条第一項の規定による許可があつたものとみなし、死体交付証明書は、同法第八条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす。

(昭四五法一二・一部改正)

第十四条 第十二条の規定により死体の交付を受けた学校長は、死亡の確認後三十日以内に引取者から引渡しの要求があつたときは、その死体を引き渡さなければならない。

第十五条 前条に規定する期間を経過した後においても、死者の相続人その他死者と相当の関係のある引取者から引渡しの要求があつたときは、その死体の全部又は一部を引き渡さなければならない。但し、その死体が特に得がたいものである場合において、医学の教育又は研究のためその保存を必要とするときは、この限りでない。

第十六条 第十二条の規定により交付する死体についても、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)に規定する市町村は、遅滞なく、同法所定の手続(第七条の規定による埋火葬を除く。)を行わなければならない。

(昭六一法一〇九・一部改正)

第十七条 医学に関する大学又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による地域医療支援病院若しくは特定機能病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

2 遺族の所在が不明のとき、及び第十五条但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要しない。

(昭二九法一三六・平九法一二五・一部改正)

第十八条 第二条の規定により死体の解剖をする

ことができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体（第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。

第十九条 前二条の規定により保存する場合を除

き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならない。

- 2 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。

（平一一法八七・一部改正）

第二十条 死体の解剖を行い、又はその全部若し

くは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

第二十一条 学校長は、第十二条の規定により交付を受けた死体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、その運搬に関する諸費、埋火葬に関する諸費及び墓標費であつて、死体の交付を受ける際及びその後に要したもの負担しなければならない。

第二十二条 第二条第一項、第十四条又は第十五条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第九条又は第十九条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

（昭二九法一三六・一部改正）

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。但し、第二条第一項第一号の認定及び審査会に関する部分は、公布の日から施行する。

- 2 大学等へ死体交付に関する法律（昭和二十二年法律第二百十号。以下旧法という。）及び死因不明死体の死因調査に関する件（昭和二十二年

厚生省令第一号。以下旧令という。）は、廃止する。

- 3 旧令第二条第一項の規定による監察医は、第八条の規定による監察医とみなす。

- 7 この法律施行の際現に標本として保存されている死体については、第十九条の規定を適用しない。

- 8 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八条の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第二条第一項第二号、第六条第一項、第十条又は第十二条の規定による大学とみなす。

附 則（昭和二六年六月六日法律第二〇一号）

抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一三号）

抄

- 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

- 2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手續とみなす。

附 則（昭和二九年六月一日法律第一三六号）

抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過規定）

- 4 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三一年～平成一五年）略

(2) 監察医を置くべき地域を定める政令

〔昭和二十四年十二月九日
政令第三百八十五号〕

内閣は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第八条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

死体解剖保存法第八条第一項の規定に基き、次の地域を定める。

東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

附 則

この政令は、昭和二十四年十二月十日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月一二日政令第二二五号）

抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

(3) 東京都監察医務規程

昭和二五年五月二七日

訓令甲第七三号

総務局

福祉保健局

第一条 監察医は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第八条の規定により、区の存する区域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため、検案又は解剖の業務を行うものとする。

（平一四訓令八・一部改正）

第二条 監察医は、変死体又は変死の疑がある死体のある場合は、その検案について、検察官及び警察吏員に協力することができる。

第三条 監察医務院長（以下「院長」という。）は、警察署長又は保健所長から第一条の死体発見の通報又は報告を受けたときは、すみやかに監察医を派遣し、検案させなければならない。

第四条 監察医は、検案終了後、すみやかに死体検案調書（別記第一号様式）を作成し、これを当該警察署長に交付しなければならない。

第五条 監察医は、検案によつても死因の判明しないときは、解剖しなければならない。この場合は、当該警察署長にその旨を通知し、送付責任者の死体送付書（別記第二号様式）により、すみやかに死体の引渡を受け、死体受領書（別記第三号様式）を交付しなければならない。

第六条 監察医は、解剖の結果につき、解剖報告書（別記第四号様式）を作成しなければならない。なお、当該警察署長の要求があつたときは、その概要を通知するものとする。

第七条 院長は、第四条の死体検案調書又は前条の解剖報告書が作成されたときは、速やかに福祉保健局長に提出しなければならない。

（平一四訓令八・平一六訓令六・一部改正）

附 則

昭和二十一年三月／東京都／警視庁／訓令甲第一号東京都変死者等死因調査規程は、廃止する。

以下附則 略

(4) 東京都監察医務院処務規程

昭和三二年四月一五日

訓令甲第五八号

総務局

財務局

福祉保健局

監察医務院

（掌理事項）

第一条 東京都監察医務院（以下「院」という。）は、死体解剖保存法の定める死体の検案及び解剖による死因の調査ならびに監察医の養成及び補習教育に関する事務をつかさどる。

（分 課）

第二条 院に次の室及び科をおく。

事務室

監察医室

検査科

2 福祉保健局長（以下「局長」という。）は、知事の承認を得て、事務室に係をおくことができる。

(昭四六訓令甲三七・昭四八訓令一〇〇・平一四
訓令二八・平一六訓令三八・一部改正)
(分掌事務)

第三条 室及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

事務室

- 一 院所属職員の人事及び給与に関すること。
- 二 院の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 院の予算、決算及び会計に関すること。
- 四 検案の受付、死体の搬送及び処置に関すること。
- 五 院内他の室及び科に属しないこと。

監察医室

- 一 死体の検案及び解剖に関すること。
- 二 監察医の養成及び補習教育に関すること。
- 三 公衆衛生並びに医学に関する調査及び研究に関すること。

検査科

- 一 解剖体の病理組織学的検査、薬化学的検査、生化学的検査、法医学的検査その他の試験検査に関すること。
- 二 検査室の維持運用に関すること。
- 三 検査技術の研究に関すること。

(昭四三訓令甲八四・昭四六訓令甲三七・昭四八訓令一〇〇・一部改正)

(職)

第四条 院に院長及び副院長を、事務室に事務長を、監察医室に部長監察医及び監察医長を、科に科長を、係に係長を置く。

- 2 局長は、知事の承認を得て、事務室及び科に課長補佐を置くことができる。
- 3 局長は、知事の承認を得て、事務室に担当係長を、科に部門担当主任技術員を置くことができる。
- 4 局長は、係に次席を、科に主任技術員を置くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、必要な職を置

く。

6 部長監察医及び監察医長の数については、知事が別に定める。

(昭四七訓令五三・全改、昭四八訓令一〇〇・昭五二訓令一八・昭五六訓令六九・昭五九訓令四〇・平五訓令六四・平一四訓令二八・一部改正)
(職員の資格及び任免)

第五条 院長、副院長及び部長監察医は、監察医である専門参事又はこれに相当する者のうちから、知事が命ずる。

- 2 事務長は、副参事のうちから、知事が命ずる。
- 3 科長は、副参事のうちから、知事が命ずる。
- 4 監察医長は、監察医である専門副参事のうちから、知事が命ずる。
- 5 課長補佐、係長、担当係長、部門担当主任技術員、次席及び主任技術員は、主事のうちから、局長が命ずる。
- 6 前各項に定めるもの以外の職員は、福祉保健局所属職員のうちから、局長が配属する。

(昭四八訓令四七・全改、昭四八訓令一〇〇・昭五二訓令一八・昭五六訓令六九・昭五九訓令四〇・平二訓令一七・平五訓令六四・平一四訓令二八・平一六訓令三八・一部改正)
(職員の職責)

第六条 院長は、局長の命を受け、院務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 副院長は、院長を補佐する。
- 3 部長監察医は、上司の命を受け、監察医室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督するとともに、高度の知識経験に基づき、特に困難な死体の検案及び解剖業務に従事する。ただし、監察医室に二以上の部長監察医を置くときは、あらかじめ局長が指定する部長監察医（以下「指定部長監察医」という。）が、監察医室の事務をつかさどる。
- 4 事務長は、院長の命を受け、事務室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 5 監察医長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督するとともに、相当高度の知識経験に基づき、困難な死体の検案及び解剖業務に従事す

る。

- 6 科長は、上司の命を受け、科の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 7 課長補佐は、事務長又は科長を補佐する。
- 8 係長又は担当係長若しくは部門担当主任技術員は、上司の命を受け、それぞれ係の事務又は担任の事務を処理する。
- 9 次席又は主任技術員は、上司の命を受け、それぞれ係の事務又は部門担当主任技術員の担任の事務のうち、特定の事務を処理する。
- 10 前各項に定めるもの以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(昭四五訓令甲一〇五・昭四六訓令甲三七・昭四八訓令一〇〇・昭五〇訓令一八三・昭五二訓令一八・昭五六訓令六九・昭五九訓令四〇・平五訓令六四・平一四訓令二八・一部改正)

(院長の決定対象事案)

第七条 院長の決定対象事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 院の業務運営に関する一般方針の確定に関すること。ただし、特に重要なものを除く。
- 二 副院長、事務長、部長監察医及び科長の出張、休暇及び職務に専念する義務の免除に関すること。
- 三 予定価格が四百万円以上八百万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。
- 四 予定価格が百五十万円以上三百万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること。
- 五 検査機器の借入れに関すること。
- 六 四十万円以上百万円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているものについては、百万円以上のものを含む。）の交付並びに寄附金の贈与に関すること。
- 七 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- 八 重要な告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関するこ（重要なものを除く。）。

(昭四五訓令甲一〇五・全改、昭四六訓令甲三

七・昭四七訓令五三・昭四八訓令一〇〇・昭五二訓令一八・昭五九訓令四〇・昭六二訓令六二・平三訓令五九・平四訓令六四・平七訓令七六・一部改正)

(部長監察医の決定対象事案)

第八条 部長監察医（監察医室に二以上の部長監察医を置くときは、指定部長監察医）の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 監察医室に所属する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関すること。
- 二 諸証明に関すること。

(昭五二訓令一八・追加、昭五六訓令六九・一部改正、昭五九訓令四〇・旧第九条縁上、平七訓令七六・一部改正)

(事務長の決定対象事案)

第九条 事務長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 事務長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関すること。
- 二 予定価格が四百万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。
- 三 予定価格が百五十万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること。
- 四 四十万円未満の補助金、分担金、負担金の交付並びに寄附金の贈与に関すること。
- 五 報告、答申、進達及び副申に関するこ（重要な事項に関するものを除く。）。
- 六 告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関するこ（重要なものを除く。）。
- 七 諸証明に関すること。
- 八 文書の受理に関すること。

(昭四三訓令甲八四・全改、昭四五訓令甲一〇五・旧第八条縁下、昭四七訓令五三・昭四八訓令一〇〇・昭五〇訓令一八三・一部改正、昭五二訓令一八・旧第九条縁下、昭五九訓令四〇・

旧第十条繰上・一部改正、昭六二訓令六二・平三訓令五九・平四訓令六四・平七訓令七六・一部改正)

(科長の決定対象事案)

第十条 科長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 科長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関すること。
- 二 諸証明に関すること。

(昭四六訓令甲三七・追加、昭四七訓令五三・一部改正、昭四八訓令一〇〇・旧第十条繰下・一部改正、昭五九訓令四〇・旧第十一条繰上、平七訓令七六・一部改正)

(決定事案の細目)

第十二条 局長は、第七条から前条までの規定により院長、部長監察医、事務長又は科長の決定の対象とされた事案の実施細目を定めなければならない。

(昭四三訓令甲八四・追加、昭四五訓令甲一〇五・旧第九条繰下・一部改正、昭四六訓令甲三七・旧第十条繰下・一部改正、昭四八訓令一〇〇・旧第十一条繰下・一部改正、昭五〇訓令一八三・昭五二訓令一八・昭五六訓令六九・一部改正、昭五九訓令四〇・旧第十二条繰上・一部改正、平一四訓令二八・一部改正)

(文書の発信者名)

第十三条 発送文書は、他に定めのない限り院長名を用いる。

(昭四三訓令甲八四・追加、昭四五訓令甲一〇五・旧第十条繰下、昭四六訓令甲三七・旧第十一条繰下、昭四八訓令一〇〇・旧第十二条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十三条繰上)

(事業計画)

第十四条 院長は、毎年三月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、局長の承認を受けなければならない。

(昭四三訓令甲八四・旧第九条繰下、昭四五訓令甲一〇五・旧第十一条繰下、昭四六訓令甲三七・旧第十二条繰下、昭四八訓令一〇〇・旧第十三条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十四条繰上、

平一四訓令二八・一部改正)

(事業報告等)

第十五条 院長は、毎月五日までに、次に掲げる事項について局長に報告しなければならない。

- 一 前月分の職員の勤務状況
- 二 前月分の事務の処理状況の概要
- 2 前項の規定にかかわらず、院長は、重要又は異例に属する事項について、その都度局長に報告しなければならない。

(昭四三訓令甲八四・旧第十条繰下・一部改正、昭四五訓令甲一〇五・旧第十二条繰下、昭四六訓令甲三七・旧第十三条繰下、昭四八訓令一〇〇・旧第十四条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十五条繰上、平一四訓令二八・一部改正)

(院の処務細則)

第十六条 院長は、あらかじめ局長の承認を得て、院の処務細則を定めることができる。

(昭四三訓令甲八四・旧第十一条繰下、昭四五訓令甲一〇五・旧第十三条繰下、昭四六訓令甲三七・旧第十四条繰下、昭四八訓令一〇〇・旧第十五条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十九条繰上、平一四訓令二八・一部改正)

(準用)

第十七条 この規程に定めるものを除いては、東京都事案決定規程（昭和四十七年東京都訓令甲第十号）を準用する。

(昭四三訓令甲八四・旧第十二条繰下、昭四五訓令甲一〇五・旧第十四条繰下、昭四六訓令甲三七・旧第十五条繰下、昭四七訓令五三・一部改正、昭四八訓令一〇〇・旧第十六条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十七条繰上)

附 則

平成二十三年三月三十一日までの間は、第一条中「死体解剖保存法の定める死体の検査及び解剖による死因の調査」とあるのは、「死体解剖保存法の定める死体の検査及び解剖による死因の調査、医師法の定める死体の検査」とする。

(平一九訓令八六・追加、平二一訓令一三・一部改正)

附 則 略

●関係法令（抄）

○食品衛生法

昭和二十二年十二月二十四日
法律第二百三十三号

第五十八条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

- ② 保健所長は、前項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で定めるところにより、調査しなければならない。
- ③ 都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ④ 保健所長は、第二項の規定による調査を行つたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に報告しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- （昭二八法二一三・平一一法一六〇・一部改正、平一五法五五・旧第二十七条繰下・一部改正）

第五十九条 都道府県知事等は、原因調査上必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖に付することができる。

- ② 前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。
- ③ 前二項の規定は、刑事訴訟に関する規定に

よる強制の処分を妨げない。

- ④ 第一項又は第二項の規定により死体を解剖する場合においては、礼意を失わないように注意しなければならない。

（昭二五法二六・昭三二法一七五・平六法八四・一部改正、平一五法五五・旧第二十八条繰下・一部改正）

○検疫法

昭和二十六年六月六日
法律第二百一号
(診察及び検査)

第十三条 検疫所長は、検疫感染症につき、前条に規定する者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

- 2 検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要があり、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待つていてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。

（昭三一法六六・平一〇法一一五・一部改正）

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

昭和五十八年五月二十五日
法律第五十六号
(献体に係る死体の解剖)

第四条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第七条本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

- 一 当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学（大学の学部を含む。）の長（以下「学校長」という。）が、死

亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合

二 死亡した者に遺族がない場合

○医師法

昭和二十三年七月三十日

法律第二百一号

第十九条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないので出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十一条 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

○刑法

明治四十年四月二十四日

法律第四十五号

(変死者密葬)

第一百九十二条 検視を経ないで変死者を葬った者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

(平七法九一・全改)

○戸籍法

昭和二十二年十二月二十二日

法律第二百二十四号

第八十六条 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知つた日から七日以内（国外で死亡が

あつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内）に、これをしなければならない。

② 届書には、次の事項を記載し、診断書又は検案書を添付しなければならない。

一 死亡の年月日時分及び場所

二 その他法務省令で定める事項

③ やむを得ない事由によつて診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができる。この場合には、届書に診断書又は検案書を得ることができない事由を記載しなければならない。

（昭五一法六六・昭五九法四五・平一一法一六〇・一部改正）

○行旅病人及行旅死亡人取扱法

明治三十二年三月二十八日

法律第九十三号

第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ步行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ

② 住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス

③ 前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

（昭二八法二一三・一部改正）

○刑事訴訟法

昭和二十三年七月十日

法律第百三十一号

第一百二十九条 検証については、身体の検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

第一百六十五条 裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる。

第一百六十八条 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

- ② 裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発して、これをしなければならない。
- ③ 裁判所は、身体の検査に関し、適當と認める条件を附することができる。
- ④ 鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状を示さなければならない。
- ⑤ 前三項の規定は、鑑定人が公判廷でする第一項の処分については、これを適用しない。
- ⑥ 第百三十一条、第一百三十七条、第一百三十八条及び第一百四十条の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体の検査についてこれを準用する。

第二百二十三条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

- ② 第百九十八条第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百二十九条 変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。

- ② 檢察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

○犯罪捜査規範

昭和三十二年七月十一日
国家公安委員会規則第二号

(鑑定の嘱託)

第一百八十七条 捜査のため、死体の解剖、指紋又は筆跡の鑑別等専門的知識を要する鑑定を科学警察研究所その他の犯罪鑑識機関又は適當な学識経験者に嘱託するに当たつては、警察本部長又は警察署長の指揮を受けなければならない。

(昭三四公安規三・昭三七公安規六・一部改正、平六公安規二二・旧第百八十四条繰下・一部改正)

(鑑定嘱託書)

第一百八十八条 鑑定を嘱託するに当たつては、鑑定嘱託書により、次に掲げる事項を具して、行わなければならない。

- (1) 事件名
(2) 鑑定資料の名称及び個数
(3) 鑑定事項
(4) 当該鑑定に参考となるべき次に掲げる事項
　イ 犯罪の年月日時
　ロ 犯罪の場所
　ハ 被害者の住居、氏名、年齢及び性別
　ニ 被疑者の住居、氏名、年齢及び性別
　ホ 鑑定資料の採取年月日及び採取時の状態
　ヘ 事件内容の概要その他参考事項

2 鑑定嘱託書に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たつては、鑑定人に予断又は偏見を生ぜしめないため当該鑑定に必要な範囲にとどめることに注意するとともに、その他鑑定嘱託書中に鑑定人に予断又は偏見を生ぜしめるような事項を記載してはならない。当該事件について口頭で必要な説明を加える場合もまた同様とする。
(昭三七公安規六・一部改正、平六公安規二二・旧第百八十五条繰下・一部改正)

(鑑定書)

第一百九十二条 鑑定を嘱託する場合には、鑑定人から、鑑定の日時、場所、経過及び結果を関係者に容易に理解できるよう簡潔平明に記載した鑑定書の提出を求めるようにしなければならない。ただし、鑑定の経過及び結果が簡単であるときは、鑑定人から口頭の報告を求めるができるものとし、この場合には、その供述調書を作成しておかなければならない。

- 2 鑑定人が数人あるときは、共同の鑑定書の提出を求めることができる。
- 3 鑑定書の記載に不明又は不備の点があるときは、これを補充する書面の提出を求めて鑑定書に添付しなければならない。

(昭三七公安規六・一部改正、平六公安規二二・旧第百八十九条繰下・一部改正)

○民事訴訟法

平成八年六月二十六日
法律第百九号

(鑑定義務)

第二百十二条 鑑定に必要な学識経験を有する者

は、鑑定をする義務を負う。

2 第百九十六条又は第二百一条第四項の規定により証言又は宣誓を拒むことができる者と同一の地位にある者及び同条第二項に規定する者は、鑑定人となることができない。

○弁護士法

昭和二十四年六月十日
法律第二百五号

(報告の請求)

第二十三条の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私 の団体に照会して必要な事項の報告を求めるこ とを申し出ることができる。申出があつた場合 において、当該弁護士会は、その申出が適当で ないと認めるときは、これを拒絶するこ ができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、 公務所又は公私 の団体に照会して必要な事項の 報告を求めるこ ができる。

(昭二六法二二一・追加)

監察医の要件について

「監察医」とは、監察医制度の置かれている区域（東京23区、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市）において、発生するすべての異状死（原因不明の急性死や事故死など）について、死体解剖保存法第8条の規定に基づく死体の検案・解剖を行い、死因を明らかにする医師をいう。

監察医としての要件は、特に規定はないが、一般的に、異状死の死因究明を担うことから、医師の免許を有し、当該死体の取扱いに経験の深い大学医学部の法医学教室又は病理学教室において、研修を行った者であることが望ましい。

